

令和 3 年 7 月 15 日

文化庁 企画調整課  
課長 平山直子 様

全国大学博物館学講座協議会  
委員長大学 明治大学  
代 表 駒見和夫



### 博物館法制度改正における学芸員資格制度に関する意見

全国大学博物館学講座協議会（加盟 173 大学）は、大学での学芸員養成課程を担う教職員の立場から、現在検討が進められている博物館法制度改正における学芸員資格制度のあり方について、6 つの意見を提示します。

1. 学芸員資格取得は大学に開設された学芸員養成課程が担う現状を正しく認識し、学芸員資格の上級や 1 種などの種別化（階層化）は、資格取得の学芸員養成制度において実施しないことを求めます。

専門の分化した大規模博物館から、多様な業務を単独で担う小規模博物館までを見据えた学芸員養成教育は、幅広い知識と専門的な技術の基礎を身につける観点から、大学の教育課程に設置されている現状が適切です。

資格の種別化（階層化）について、そのねらいは狭い意味での学芸員の研究力の育成ではなく、学芸業務に関わるより専門的な知識や技術の修得にあるはずです。これに対応できるカリキュラムは現在の大学院教育課程にほとんど整っておらず、対応は困難です。教育内容を問わずに大学院修了の条件だけで上級や 1 種などの種別を付加するのであれば、学芸員の職務能力の高度化に結びつくものとはなり得ず、養成教育の目的に適うものでもありません。専門性の強化だけが目的であるのなら、現行の学位制度（修士・博士）によって評価は可能です。学芸員の総合的な能力や技術を高める目的の種別化は、資格取得段階でおこなう意味は少なく、むしろ実務経験や実績などをもとにした制度設計が適切と考えます。

なお、大学院において博物館学に関するカリキュラムを設置し、より高度な知識と専門的な能力を身に付けた学芸員を養成する意義は大きく、その整備と充実は将来を見越して積極的に推進すべきです。ただし、現状では博物館学カリキュラムが相当数の大学院で開設されることは見通せず、学芸員養成制度の基盤とはなりません。

2. 学芸員補の資格は維持して短期大学での取得を継続するとともに、資格対象の見直しを求めます。

短期大学ではこれまで四年制大学と同等の学芸員養成カリキュラムを展開してきました。短

期大学で学芸員補の資格を取得後に博物館に就職する例や、単位取得後に編入学や専攻科などの制度で学士資格を取って学芸員資格を得る実態があり、短期大学生のキャリア形成の点から、また博物館の活性化の点からも学芸員補の資格制度は維持すべきです。

ただし、博物館活動を担う学芸員補は、学芸員資格に関わる科目の単位取得者とするのが本義であり、博物館法第 6 条の資格規程、および「学芸員補の職と同等以上の職を指定する件」（平成 8 年 8 月 28 日 文部省告示第 151 号）は見直しが必要と考えます。

### 3. 博物館において学芸員資格取得者を採用する制度の確立を求めます。

現行の登録制度では、学芸員の配置を定めていない博物館類似施設が格段に多く、当然ながら博物館活動を充実させ社会的役割を高めるには、専門職である学芸員の適正な配置が必須となります。したがって、博物館として活動する施設の多くが博物館法に編成される登録あるいは認証の制度を設けるべきです。

同時に、資格取得者が博物館に幅広く関与できる仕組みを作ることも必要で、それは博物館活動の充実に必ずや貢献できるはずです。

### 4. 博物館専門職である学芸員の適正数配置の基準を設け、「学芸員」の職名の使用を法的に明確化することを求めます。また、博物館の館長および学芸業務の役職者は、学芸員資格者を原則とすることを求めます。

多くの博物館では各学芸員が過重な職務を担っており、それにより博物館の諸機能の低下を招くことが危惧されます。また、中小規模の公立博物館では、学芸員のほとんどが専門職ではなく一般職での任用となっています。

一方で、資格の未取得者に専門職である学芸員の職名を与え、博物館で学芸業務を担う場合や、あるいは博物館以外の職場で勤務する例が少なからずあります。学芸員は国家資格であり、職務への責任を明らかにするうえでも職名の使用は明確化されるべきで、これは博物館の機能の向上にもつながることです。

そして、博物館は社会教育を担う教育機関であり、館長や学芸業務の役職者は、博物館の役割や機能に精通した学芸員資格者とするのは当然です。

### 5. 博物館法第 4 条の学芸員の規定について、その専門的な業務を遂行するために、若年学芸員の有期雇用が増えている現状に対して、雇用の改善をはかるための制度改革を求めます。

指定管理者制度により有期雇用が常態化し、自治体の直営館でも任期付の採用形態が多くなっています。そのため学芸員を目指す学生においても、有能な人材が集まりにくくなっており、職責への不安を大きくし、人生設計も難しくしています。博物館にとって専門職の無期雇用などによる雇用の安定化は、博物館の専門的業務の質的向上をはかるとともに、博物館の継続性を担保し、次世代へ引き継いでいくうえで不可欠のことです。

6. 学芸教諭の資格制度を設け、小・中・高等学校に学芸教諭を配置することを求めます。

学校教育の場では、長年の教育活動などで収集された資料による資料室や展示室を設置するところがあり、近年では空き教室を利用した例も増えています。一方で、学校の統廃合などによる資料の散逸が懸念されます。学校教育の観点からこれらの施設の効果的な運営を図り、収蔵資料を適切に保管して学校教育への利活用を職務とする、学芸教諭の資格制度の設置を求めます。

学芸教諭の資格をもつ教員の配置は、資料をもとにした児童生徒の主体的な学習を促進し、収蔵資料の教育的な活用効果を向上させるはずです。加えて、教育課程での博物館の効果的な活用や、学校と博物館との双方向的な取り組みの推進が期待できます。学校教育での博物館利用を促進し、博学連携の質を高めるうえでも、学芸教諭の資格制度は有益となります。

学芸員資格制度に係る上記の意見は、学芸員養成教育は質的な保証を大学が担っており、修得内容や単位認定など適正な養成教育の実践に努めることが開講大学の責務と認識したうえで、提示するものです。

学芸員資格制度をより適切なものとするには、開講大学において検討すべき課題もあります。例えば、大学院生が学部の学芸員養成課程の履修を容易にする制度設計もその1つです。また、学芸員の専門的能力の再定義に関する議論を見据えて、それに適った履修科目の内容や実習のあり方、総単位数などの検討も必要となってきます。これらについては本協議会でも検討を進め、提言していきたいと考えています。